

平成 3 0 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(6 月 定 例 会 議 事 録)

平成30年 6月11日(月) 14時00分～
津山市役所 2F 202会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員 (1 8 名)

1. 日笠 治郎	3. 池田 幸正	4. 井家上 淑子	5. 小串 典介
6. 竹内 隆一	7. 尾島 宏明	8. 小島 仁太郎	9. 岡田 成子
10. 松尾 治	11. 山下 英男	12. 三谷 智子	13. 仁木 紹祐
14. 長森 健樹	15. 高山 一英	16. 植本 幸男	17. 筒塩 清美
18. 大山 正志	19. 大塚 毅		

欠 席 委 員 (1 名)

2. 太田 裕恭

事 務 局 (9 名)

松岡 局長	宮野 次長	藤原 主任	杉井 主事
都井 主事	流郷 主査	小椋 主任	大澤 主任
阿部 主査			

議 事

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）

議案第18号 非農地証明願承認について

議案第19号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第20号 農用地利用集積計画の承認について

議案第21号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）

報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第6号 農地転用届出書の受理について

その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

事務局 局長 失礼します。定刻となりましたので、只今から、平成30年6月の津山市農業委員会定例会を開会致します。本日は、委員19名中18名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立致します。なお、2番太田委員さんから欠席の連絡を頂いております。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願い致します。

日笠 会長 はい。皆さんご苦労さまでございます。田植えも大体終わっておろうかと思えます。あるところはまだあるでしょうけど。まあ気を付けてやってください。台風も来ると言うとりましたけど、この辺には被害が無いようで、有難いと思っております。今日は審議が速やかに進むように格段のご協力をお願いします。それでは運営委員長、運営委員会報告をお願いします。

山下 委員 先ほど行われました第2回運営委員会について、報告をさせていただきます。今回の運営委員会では、まず本日の議案中の疑義案件について事務局から説明を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思っておりますので、宜しく申し上げます。

日笠 会長 次は、昨年度までの利用状況調査で違反転用が判明し、指導中の案件に対する、今後の対応について協議しました。委員からの直接の指導に応じない者については、市長に報告し、勧告する方向でと協議しております。

日笠 会長 以上、運営委員会の報告です。

日笠 会長 はい、ありがとうございました。それでは私の方から議事録署名人を指名させてもらうてもよろしいか。10番松尾委員さん、11番山下委員さん、よろしく申し上げます。

事務局 (津山) 議事に入る前に報告を1つさせていただきます。先月の30日、31日に東京で全国会長大会があったので行きました。皆さん新聞で見られとると思いますが、主なものは、ハウスの中をコンクリでやってもいいと。それで税金的にも農地として対応するという事で、そうせんと、今まではハウスの基礎30cm、これを超えたらいけんとなつとりましたけど、今度は全面ベタでしてもええと。そのかわり5年経つても、農業を辞めた場合には、無断転用で指導しなさいとなつとります。なんでこんなことするんならいうたら、水耕栽培なんかやるのに、やりにくいということと、これを認めようとなつたようです。適用するのは6カ月後です。

事務局 (津山) それと、利用状況調査をするのに、回っただけの金をくれんかとお願いをしました。するとそれは、会計的には地方交付税の中にもう入つとると、市にもう入れとるから、個別には出んところ言われました。なんとかしてもらうようにとお願いはしたんですけど、考えてみるということで、終わつとります。

事務局 (津山) それでは議事に入ります。議案第15号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局 (津山) 失礼します。議案の説明の前に、2件取下げが出ましたので、議案の修正をお願いします。2ページ1-5と4ページ1-9が取り下げられました。議案からの削除をお願いします。繰り返します。2ページ1-5と4ページ1-9が取り下げられましたので、議案からの削除をお願いします。1-9については調査書からの削除もお願いします。また、4-2の譲渡人の名前と職業が誤っておりました。正しくは■■■■、農業です。あわせて修正をお願いします。

事務局 (津山) それでは改めまして、議案第15号の説明をいたします。今回、津山地区から7件、加茂地区から1件、勝北地区から3件、計11件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

事務局 (津山) 1-1についてですが、明石市の78歳の女性から、小田中の61歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をするこ

とが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-2についてですが、野介代の55歳の女性から、同じく野介代の39歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-3についてですが、下高倉東の78歳の男性から、同じく下高倉東の70歳農業を営むの男性への、交換による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-4についてですが、平福の81歳の男性から、同じく平福の66歳会社員男性への、譲渡人の要望による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-6についてですが、金井の84歳の男性から、同じく金井の77歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-7についてですが、下田邑の73歳の男性から、同じく下田邑の47歳公務員の男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-8についてですが、山方の72歳の男性から、同じく山方の71歳農業を営む女性への、夫婦間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事務局（加茂）

はい、続いて加茂。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番、加茂町小淵の29歳、会社員の女性から、加茂町桑原の69歳、農業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長
事務局（勝北）

はい、次。

それでは勝北地区の説明をします。

4-1 についてですが、名張市梅が丘南の89歳女性から、西下の69歳農業を営む男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」に該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

続きまして、4-2についてですが、大吉の84歳男性から市場の85歳農業を営む男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」に該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

続きまして、4-3についてですが、神戸市の70歳男性から上村の63歳農業を営む男性への贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」に該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

議案第15号の説明は以上です。

日 笠 会 長 大 山 委 員	<p>はい、ありがとうございました。そうすると地元委員の説明をお願いします。</p> <p>1区の大山です。1-1について説明を致します。現地は小田中で、受人さんもお若いですし、畑作中心で農業一本でやられている方ですので、問題は無いと思います。</p> <p>それから1-2につきましては、現地は野介代のライスセンターの北側という事で、この受人さんも、お父さんと一緒に酪農を中心に農業をされとる方で、問題ないと思っております。</p>
日 笠 会 長 高 山 委 員	<p>はい、ありがとうございました。次、お願いします。</p> <p>15番高山です。1-3について説明します。農地の交換による移転と聞いておりますけれども、受人の方は現在アスパラに力を入れられておまして、非常に頑張っておられる状況にあります。問題ないと思います。</p>
日 笠 会 長	<p>はい、で3区じゃな。</p> <p>1-4については、 さんは大阪で警察に務めて退職して帰って、いとこがずっと作りよったのをもう名義を変えてするから作ってくれということで、問題ないと思います。次、1-6。</p>
井 家 上 委 員	<p>4番井家上です。推進委員の本山さんに確認を致しました。譲渡人の方は畦畔のみ田んぼの維持ということであったようですけれども、受人の方は既に物を作るという事で、耕作を始める準備もされておりますので、問題ないと思います。宜しくお願いします。</p>
日 笠 会 長 池 田 委 員	<p>はい、次は5区。</p> <p>3番池田です。鏡野町の流通を出たこの道路のへりです。親子同士で何の問題もないと思います。お願いします。</p>
日 笠 会 長 長 森 委 員	<p>はい、次。</p> <p>15番長森です。1-8についてご説明します。先ほど事務局から説明がありました通り、特段問題は無いと思います。宜しくお願いします。</p>
日 笠 会 長 竹 内 委 員	<p>はい、次は加茂かな。</p> <p>6番竹内です。2-1の加茂町小淵の件についてですが、 さんは百姓を頑張っておられます。問題は無いと思いますので、宜しくお願いします。</p>
日 笠 会 長 尾 島 委 員	<p>はい、次。</p> <p>はい、7番尾島です。4-1、4-2について説明をさせていただきます。</p> <p>4-1ですけれども、 さんは西下におられたんですけれども、身体が不自由になったので長男の所に行くということで、引っ越しをされました。家が空き家になったために、 さんが買い受けるという事です。問題ないと思います。</p> <p>4-2の さんですが、耕作放棄地がありましたけれど、解消して今は健全にされており問題は無いと思います。</p>
日 笠 会 長 松 尾 委 員	<p>はい、ありがとうございました。次、4-3。</p> <p>10番松尾です。4-3について説明します。この上村の件は さんはしっかり農業をされておりますので問題ないと思います。宜しくお願いします。</p>
日 笠 会 長	<p>はい、ありがとうございました。今、15号に対して事務局並びに地元委員の説明がありましたが、皆さん承認もらえますか。</p>
* 日 笠 会 長	<p>はい。</p> <p>ありがとうございます。賛成の方は挙手でお願いします。</p>
* 日 笠 会 長	<p>《 多数、挙手 》</p>
日 笠 会 長	<p>はい、賛成多数ということでありがとうございます。議案第16号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。</p>
事務局（津山）	<p>議案の説明の前に、議案書の訂正をお願いします。6ページ、1-1と1-2につきまして、取下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。1-1、1-2が取下げられましたので、議案からの削除をお願いします。</p> <p>改めまして、議案第16号の説明をいたします。今回、津山地区から1件のみの</p>

申請です。議案書のページは、6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-3番・神戸の田、676㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、神戸にお住まいの農業を営む81歳の男性です。老後の生活を考え、申請地を太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、排水路及び沈殿升を設けて既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。また、工事を行うにあたり進入路がないことから、隣接雑種地の所有者からの通行同意書の添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第16号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。ほんなら1-3について私から説明をさせていただきます。今の運営委員会でも相談したんですが、もう入るところが無い田んぼが残っておりまして、その隣にはもう太陽光が出来とりますから、その太陽光を通らせてもらう太陽光をすると聞いております。6月7日に地元委員とも相談をしたんですが、もう仕方ないだろうということでした。

はい、議案第16号に対して事務局、地元委員さんの説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

*

日 笠 会 長

ありません。

ありませんか。

*

日 笠 会 長

はい。

それでは、賛成の方は挙手でお願いします。

*

日 笠 会 長

《 多数、挙手 》

はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第17号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

議案の説明の前に、議案書の訂正をお願いします。まず、9ページ、1-11につきまして、取下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。1-11が取下げられましたので、議案からの削除をお願いします。次に、9ページ1-10についてですが、受人の住所が河辺1115番地1となっておりますが、正しくは国分寺となります。繰り返します。9ページ1-10受人の住所を河辺から国分寺に修正をお願いします。また、10ページ4-1についてですが、面積653㎡を933㎡に、施設面積924.88㎡を1,011.52㎡に修正をお願いします。繰り返します。10ページ4-1について、面積653㎡を933㎡に、施設面積924.88㎡を1,011.52㎡に修正をお願いします。

それでは、改めまして議案第17号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転7件、賃貸借兼設定2件、使用貸借権設定1件、勝北地区から所有権移転1件、使用貸借権設定1件の計12件の申請です。議案書のページは、7ページから10ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・林田の田、2,161㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地8区画及び道路、隣接する寺院への貸露天駐車場です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は横山に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。貸露天駐車場部分については、隣接する寺院の駐車場が手狭なため、土地続きの一面を露天駐車場として造成し、貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分について

は、既存の擁壁及び法面を維持し、雨水排水については、敷地内に排水施設を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。林田寺ノ西地区水路管理者から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・東新町の田、1,544㎡、所有権移転の件についてです。この件につきましては、先月、別会社から申請があり審議されましたが、不許可意見となった案件で、今回は別事業者が申請してきたものです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、共同住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高10m程度のアパート2棟と露天駐車場で、建蔽率は37%です。転用事業者は山北に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は不動産管理業です。申請地でアパート経営をするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水は、溜桝を通じて既存の水路に流し、生活雑排水については、下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・山北の田、478㎡、所有権移転の件についてです。この件につきましても、先ほどの1-2番と同様、先月とは別事業者からの申請となっています。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は先ほどの1-2と同じ、山北に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は不動産管理業です。申請地の西隣に事務所があり、露天駐車場がありますが、そこは来客用及び自社や関連会社の社用車の駐車場として使用していることから、社員用の露天駐車場を整備するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、周囲の土地より低くなっており、雨水排水は、フリーム及び溜桝を通じて既存の水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして1-4番・小原の田、1,807㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地8区画及び道路です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は小原に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、既存水路及び新設する擁壁により対処し、雨水排水については、溜桝を通じて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・綾部の田、6,565㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、ほとんどが都市計画用途地域内であり、また周囲の状況から第3種と判断しています。転用事業者は上高井郡小布施町に本店を置く資本金の額9,750万円の株式会社で、主な事業はプラスチック製品製造販売業です。申請地から道を隔てた場所に工場がありますが、業務の拡張に伴い倉庫が不足しているため、倉庫1棟及び事務所1棟を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、自然残地及び造成部分の外周設置する法面により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設を設けて集水桝に流入させて既存排水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。緑山池水利組合から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区

分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして1-6番・二宮の畑、2,999㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業はリサイクル業です。現在、資材置場として利用している土地が満杯状態となっているため、隣接する申請地を新たに露天資材置場として造成するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、現状のまま使用し、雨水排水については、傾斜の下方に土嚢を置き、万能板を設置して自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。また、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます

続きまして、1-7番・院庄の田、361㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.3m程度の居宅1棟とカーポート1棟で、建蔽率は24%です。転用事業者は、神戸にお住いの35歳会社員の女性です。現在アパートで生活していますが、将来のことを考えて、実家近くに父親が所有する申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・河面の雑種地、409㎡、所有権移転の件についてです。申請地は、所有者の父親が生前、居宅を建築しようと考え、農地法の許可を受けることなく造成を始めましたが、完成させることなく放置されていたことから、顛末書を添付しての申請となっております。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.7m程度の居宅1棟で、建蔽率は32%です。転用事業者は、勝央町にお住いの41歳会社員の男性です。現在アパートで生活しておりますが、将来のことを考えて、実家近くに居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設及び沈殿柵を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・田熊の畑、183㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.4m程度の居宅1棟及び車庫1棟で、建蔽率は24%です。転用事業者は、東一宮にお住いの31歳会社員の男性です。現在借家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、妻の実家近くの申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、境界内部に排水路を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっていま

す。田熊町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして1-10番・河辺の畑、194㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は国分寺に本店を置く資本金の額700万円の有限会社で、主な事業は建材販売業です。現在、市内にある事務所の敷地内に碎石、砂利等を置き、資材置場と使用していますが、手狭となってきたため、申請地を新たに露天資材置場として造成するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックを設置し、雨水排水については、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。また、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・坂上の田、933㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種及び第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8m程度の居宅4棟と、通路及びゴミ置場で、建坪率は30%です。転用事業者は、東一宮に本店を置く、資本金の額300万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、申請地は周辺農地より低く、既存水路及び擁壁があり、雨水排水については溜枳を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。坂上町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。なお、この転用事業者につきましては、3月の定例会において信頼性について協議し、新たな転用を許可意見とした経過がございますが、その後許可となった転用事業については5月11日付けで完了報告を受理しておりますこと、ご報告いたします。

続きまして、4-2番・安井の田、258㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種及び第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.5m程度の居宅1棟で、建蔽率は25%です。転用事業者は、岡山市にお住まいの24歳会社員の男性です。現在アパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため、実家近くの父親の土地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については水路及びコンクリート擁壁により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設及び沈殿升を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。安井・中須賀水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第17号の説明は以上です。

日 笠 会 長
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。なら地元委員、1-1から。

はい、大山です。1-1について説明致します。

林田というところで、天神橋から西へのバイパスの東側という事ですが、問題は無いと思っております。

1-2、1-3については、先月ご説明をした通りでありまして、1-2につきましては、鶴山ホテルの真東、1-3につきましては美作大学の運動場の南という事で、申請者が変わっているという形であります。

1-4につきましては、小原というところで、県道津山加茂線の途中にありまして、これも問題は無いという風を感じております。以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございます。次。

高山委員 15番高山です。1-5について説明します。草加部の工業団地に入る道をさかえて、■■■■さんの事務所からすぐ上の位置にあるんですけども、5筆ほど、現状は原野状態で、推進委員さんと現地を見に行きました。問題ないと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。それでは1-6について、6月の7日に推進委員さんと協議しましたが、これはどうもやむを得んのではないかと思います。

井家上委員 1-7については、他に空き地が無いということで、しょうがないんじゃないかと思えます。宜しくお願ひします。それでは次。

4番井家上です。1-8について説明を致します。事務局が仰ったとおりで、以前、田のまま造成をされた経緯があり、両隣が宅地になり、集落に接続をしているということで、仕方ないんじゃないかと思えます。

1-9ですが、これも畑ですけども、渡人の■■■■さんの本家の方が家を建てておられまして、畑のままその上にあったんですが、それはもう取り壊されまして、更地になっております。子どもさんの家ということで、両隣も農地ではなく宅地です。

1-10ですが、6月7日に現地の確認をしました。建材業をされてるご本人の自分の土地なので、これも周り全て問題は無いと思っております。以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。

松尾委員 10番松尾です。4-1、4-2について、特に問題は無いと思っております。

4-2やこうは家の近くで田んぼも作りにくいような場所ですので、宜しくお願ひします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。17号に対して、事務局並びに地元委員の説明がありました。皆さん何かありますか。

小串委員 1-2、1-3についてですが、結局どうなったのか教えて頂けますか。農業委員会では不許可という意見を出したと思うんですけども。市長までどういうことになったのか。

事務局 先月の1-1、1-2については、農業委員会で不許可意見となり、市長へ進達し、不許可書が出されております。不許可となっております。

日笠会長 でな、名前だけ変えとんじゃ。業者の名前が変わとんじゃ。

事務局 それで、先月は■■■■が申請をして事業者の信用性が無いという事で不許可意見となっていたんですけども、今月は別事業者が申請をしてきたという事です。その2つの会社なんですけれども、同じ敷地内に事務所を構えていて、関連会社という事です。代表者が違ってまして、別会社という事になっております。

小串委員 大山さんに聞きたいんですけども、先月、不許可にしても、次は真庭の業者が出してくると言われてましたよね。で実際は真庭の業者じゃなくて同じ敷地の。

大山委員 私の勘違いだったかもしれません。

小串委員 勘違いだったんですか。真庭に何かあるというわけではなくて。

大山委員 真庭に事務所を出しとると前に聞いたことがあったんです。そこだろうと思っておったら、同じ敷地内の、この会社がお父さんで、■■■■の方が娘さんという事でした。

小串委員 先月も言ったかもしれませんが、この封筒を見ると■■■■さんが広告を出してる。この広告の下に真庭支店というのがあります。これを意識されたんじゃないんですか。

大山委員 前にもこういう問題があった時に、私のうろ覚えで真庭真庭と言ったのかもかもしれません。いずれにしろ、親子関係の会社という事です。

小串委員 同一の敷地内にあるわけですね。で、前のが不許可なんです。なんで取り下げなかったかわかりますか。農業委員会で不許可という意見が出されたら、2月かい

つかの案件は取り下げたでしょ。市長が不許可を出す前に。なんで今回不許可まで突き進んだかわかりますか。

大山委員長 　　なんででしょうかね。名前を変えればできるんだと。

小串委員長 　　名前を変えればできるんだと。だから■■■■で不許可になっても、■■■■に変えれば許可が下りるからと。で突き進んで不許可になって、今回■■■■で出してきたと、こういうことですか。今回、私が元法律家として、これをいかに潰すか考えたんです。だけど、厳しいかなと。一応別会社で、あくまで代表者が違うという事で、厳しいかなという気持ちです。

大山委員長 　　だから議案に上がって来ているという事ですよ。

小串委員長 　　まあ本気で争えばいいんでしょうけど、そこまで争う必要があるかどうか。まあ大山委員もこのように仰った。ですから、別会社で、別の代表者で来た場合には、中々難しい場合がある。こういうことを農業委員の皆さんには理解して頂いて。あえて私が言いたいのは、さっと通すんでなくて、問題があることを理解したうえで、賛成、反対を決めて頂きたい。以上です。

日笠会長 　　はい、ありがとうございました。まあ委員が言われるのは、同じ会社、一つ所におるんじゃないけど、名義が違うんじゃない、同じ事業でもな。

大山委員 　　今までもこういった例が多々あったと思うんです。その時に、おそらく全部許可になってきたと思うんです。この前も私が言うたように。

日笠会長 　　1-2、1-3については皆さん色々意見があるようですが、代表者が違えば、運営委員会でもそうなったんですけど、どねいしようもないんじゃないかとなったんですけど。承認するかどうかという事で。賛成の方は挙手をお願いします。

　　*
　　《 多数、挙手 》

小串委員長 　　不承認ですか。

大塚委員長 　　はい、心情的に。一般論としてそれが市民に受け入れられるかどうか。今、先生が言われたように、法律的には確かにわかります。その通りだと思います。これを不許可にする理由は無いと思います。がしかし、多数決を取られると、私は賛成するわけにはいきません。

小串委員 　　先月、福利厚生を重要視されて、分けて判断されましたよね。すごい興味があったんです。やはり、気持ちを大事にされる方ですね。法律的な問題もあるんです。だけど、私は不許可だと思う。徹底的にやるべきだと。だけど、そこまでやるのかなという事で。本当は棄権したかったんですけども。ということです。

日笠会長 　　はい、そういうことで、会社の名前が違うと、どうもしょうがないんじゃないかということです。そういうことで、他の件についても賛成頂けますか。

　　*
　　《 多数、挙手 》

日笠会長 　　はい、17号の他の件についても賛成多数という事でありありがとうございます。議案第18号非農地証明願承認について上程します。筆頭者の方、説明をお願いします。

大山委員 　　1区大山です。まず1-1、1-2、1-3につきましてご説明致します。

　　これは、志戸部の鶴山小学校の裏の、■■■■というところで、昭和50年頃から道路に拡張したものがそのままになっていたという事がありますので、仕方ないと思います。

　　1-4については、靄保という所がありますが、中道中学校というのが勝部にありますが、これを北に上がって行った所が現地で、これも原野状態と言いますか、森林に近い状態になってしまっております。以上です。

日笠会長 　　はい、これは1-5。これもこの前行ってきましたけど、宅地と道路の間を昔に税金の具合で2mほど分筆しておったみたいなんです。それを非農地という事でお願いしますという事です。

　　それから1-6の中島ですけど、この人は両親が死んで、息子さんは北海道におられるんですけど、状況調査の時に5回も6回も見ましたが、もう空き地になっ

				ております。それが、宅地の端があったりで家が建って屋敷の中になっております。しょうがないんじゃないかと思います。
井	家	上	委 員	4番井家上です。1-7について説明を致します。昭和53年頃、既にだいぶ前なんですけれども、自宅の進入路であったりとか、ちょっとした庭を作ったりという事で、仕方がないのではないかと思います。
池	田		委 員	3番池田です。これは結局、ここに書いてありますけど昭和34年頃ですけど、私が若い時は、そこらは牛小屋やら畑があったんですけど、もうそれが家が建ってしまふたということで、どうしようもないと思います。
日	笠	会	長	次、長森さん。
長	森	委	員	14番長森です。1-9の大篠の件についてご説明致します。これも利用状況欄に書いてあります通り、昭和50年代に家のそばなんで便利がええんでどうも埋め立てて建物を建てたみたいです。今更どうしようもないと思いますのでよろしくお願いします。
日	笠	会	長	はい、次。
山	下	委	員	山下です。2-1ですけど、ここに書いてあるように昭和63年頃に家を建ててしまったということで、仕方ないと思います。
日	笠	会	長	ありがとうございます、2-2。
竹	内	委	員	6番竹内です。2-2でございますが、昭和60年頃から資材置場として使っていたという状況でございます。 次の2-3でございますが、平成1年頃から旧加茂町が道路として使っており、現在も道路の状態であるということです。以上です。
日	笠	会	長	はい、次。
植	本	委	員	16番植本です。5-1についてご説明いたします。自宅とそれから車庫に入るところがコンクリート舗装をされておりまして、そこを分筆して、非農地にしてくださいという事でした。以上です。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございます。今議案第18号に対して筆頭者からの説明がありました。賛成の方は挙手をお願いします。
			*	《 多数、挙手 》
日	笠	会	長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第19号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の方、説明をお願いします。
大	山	委	員	はい、1区の大山です。1-1についてご説明致します。現地は小田中の浄水場を東に行った所でありまして、今から30年ほど前に、1932-1のすぐ隣の1930番地に自宅があったそうです。それを売って一宮に引っ越したという事で、畑がそのまま残っていて、前は自分で草刈程度はされておったそうですが、現在ではもう中々出来ないという事で、なんとかこれも手放したいと思っておるような風でありました。現地は原野化状態となっております。
日	笠	会	長	はい、次。
小	島	委	員	1-2について説明します。野村の農協カントリーの南に500mくらいの山の中です。もう木が茂ってしもうて耕作はとても無理だと判断しました。以上です。
日	笠	会	長	はい、次。
高	山	委	員	1-3について説明します。この方は津山の方へ出られておりまして、昔から道のついへりにあったものをそのままの状態でありますので、県道のついへりなんですけれども、山林化した状態であります。やむを得んと思います。
日	笠	会	長	はい、次、1-4。
長	森	委	員	14番長森です。1-4大篠についてご説明いたします。皆さんご存知ないと思いますけれども耕作放棄ばかりの深い谷で、恐らく近い将来、谷全部がこうなるんじゃないかと思いますが、既に山林化しております。
日	笠	会	長	はい、次、加茂。

竹内委員 16番竹内です。2-1でございますが、耕作しておられたお父さんが亡くなられて、そのまま山林化した状態です。

同じく2-2でございますが、桑原の田んぼでございますが、お父さんが亡くなられて、耕作をしていなかったため、山林化しておるという状態でございます。

日笠会長 はい、5-1からを、ちょっと休憩にして、写真を回させてもらいますので、見てもらうたら、再開させてもらいます。

*
日笠会長 << 写真回覧 >>

日笠会長 はい、それでは再開させてもらいます。これは久米ですが、5月21日に僕と太田委員と事務局と見に行きましたが、もうどうすることも出来ません。今後こういうことが出てくるとは思いますが、山林化になっておりますので、仕方ないと思います。事務局から説明をさせますから。

事務局 失礼します。5-1から5-5についてですが、担当委員である太田代理が本日お休みされておりますが、代理より経過についての説明文を頂いておりますので、事務局から説明させていただきます。

これは、2月にお話ししました圃場整備された農地についての非農地判断となります。今後、皆様が動きやすいよう、ひとつの例を作るためということもあり、この4月から1カ月ほどかけて、準備していたものです。なお、最初の取り組みということもあり、備考欄には農業委員、推進委員のお名前は入れておりません。4月からの経過についてですが、まず4月末に、去年までの農地利用状況調査の中で、その一団全てが山林化してしまいどうにもならないと見受けられ、周辺の農地とは直接接続しておらず、非農地と判断しても今後の営農に悪影響を与える可能性が少ないと見受けられる農地のリストを太田代理と事務局とで作成いたしました。

その後、作成した農地リストに基づき、太田代理が5-1の[]さんのご親族、5-2の[]さん、5-3、5-4の[]さん、5-5の[]さんからそれぞれ聞き取りを行い、元々天水であった事、10年位から30年位の幅はありますが耕作しづらく、放棄してしまった事、これからも耕作する意思がない事を確認しました。5月8日、久米地区検討会終了後に、太田代理、植本農業委員、井上推進委員、久米支所事務局と4人で現地調査を行い、非農地もやむを得ないとのことで地元委員としての意思統一を図りました。その後、農地の所在する地区の町内会長である里公文町内会長と、周辺の水利を管轄する幻住寺池土地改良区水利組合長をそれぞれ訪問し、地図等を見せながら、農家の意向も伝え、異議はないとの同意を取得しました。5月21日に、日笠会長、太田代理、本庁事務局の3人で最終的な現地調査を行い、非農地もやむを得ないと判断し、この度の議案に上程した次第です。なお、2筆ほど圃場整備されていない農地も含まれておりますが、一団の中に所在していた農地であり、その状況も非農地と判断することがやむを得ないと判断されましたので、同時に上程しております。今後、圃場整備の有無に関わらず、非農地一括判断を進めていくことになると思いますが、圃場整備された農地については、最高に切りはありませんが、この度の太田代理の動きが最低限の動きということで、地元での協議を進めてくださればと思います。

5-1から5-5の説明は以上です。

日笠会長 はい、今そういうことで、仕方ないとお出ておりますが、皆さんどうでしょうか。よろしいか。では賛成の方は手を挙げてください。

*
日笠会長 << 多数、挙手 >>

日笠会長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

事務局（津山） 議案第20号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明して下さい。

それでは、議案第20号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、19ページから22ページです。19ページに集計表を載せております。

今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区8件、加茂地区3件、勝北地区9件、久米地区2件の計22件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第20号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。利用集積計画ということで、皆さん承認いただけますか。

*
日 笠 会 長 はい。

議案第21号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）について上程します。説明をお願いします。

事 務 局 議案の説明の前に訂正をお願いします。議案24ページ 1-4野村の件ですが、右のほうにあります「年あたり6,010円」を「年あたり6,000円」に訂正をお願いします。繰り返します。議案24ページ 1-4野村の件ですが、右のほうにあります「年あたり6,010円」を「年あたり6,000円」に訂正をお願いします。

それでは、議案第21号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）を説明いたします。議案書のページは、23ページから25ページです。23ページに集計表を載せております。これは、農地中間管理機構として指定された岡山県農林漁業担い手育成財団が行う農地中間管理事業による農地中間管理権の取得によるもので、25ページの一番下を書いてありますが、全ての農地の受人は岡山県農林漁業担い手育成財団です。今回、農地中間管理権の取得をするのは、津山地区7件、加茂地区8件、久米地区1件の計16件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第21号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。そういうことで承認頂けますか。承認の方は挙手をお願いします。

*
日 笠 会 長 ≪ 多数、挙手 ≫

報告第5号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局説明願います。

日 笠 会 長 報告第5号について説明します。議案書のページは26ページから28ページです。今回は、相続によるものが4件29筆となっております。

1-1、1-2、1-4につきましては、あっせんの希望があるとのことでしたので、その旨を地元委員へ伝えていきます。

また、1-1、1-2、1-4につきましては現況が雑草繁茂または、一部無断転用の農地がありましたので、適正な手続きをとるよう通知しております。

その他詳細は議案書のとおりです。報告第5号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。報告第6号農地転用届出書の受理について。

事 務 局 報告第6号の説明を致します。議案書のページで申しますと、29ページです。今回は、2件のみです。

1-1につきましては、日上の田1,312㎡のうち199㎡に農業用倉庫をつくるというものです。

続きまして、1-2につきましては、西中の田1,471㎡のうち169㎡に農業用倉庫をつくるというものです。

報告第6号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

議案はこれを以て終了しました。委員の皆さんから何か他にありますか。

*
日 笠 会 長 ありません。

ありませんか。無い様ですので、事務局から報告事項はありませんか。

事務局

はい、失礼します。それでは、私から1点ご報告いたします。

平成27年7月に綾部で太陽光発電施設を設置するとして転用許可を受けていた転用事業者が、パネルの枚数の増設や被害防除計画の変更等について事業計画を変更するとして平成30年2月に事業計画変更申請を行ったものの、近隣住民の承諾が得られなかったため、申請を取下げをしていた案件につきまして、地元農業委員さん、推進委員さんが町内会及び近隣住民等関係者と調整を行っていましたが、5月10日に関係者で協議をし、当初計画どおり施工するという事で決議したとの報告を受けておりますのでご報告いたします。

続いて、私からもう1点ご報告いたします。

先ほど運営委員長からありました違反転用への対応について、説明させていただきます。

違反転用については、お配りしております法規及び資料に、その指導手順等がありますが、今までは、その手順のうち、委員会からの指導に重点を置き対応しておりました。ほとんどの案件は、地元委員の口頭指導により解決しておりますが、何度指導しても、手続きすると言うだけで、手続きをされない案件が何件かあります。それらの案件については、このまま見過ごすことはできませんので、最終的な処分を見据えて、もう一段階上の指導に行くべきではと考えます。前段としまして、この3月には、久米支所及び加茂支所管内の違反と思われる案件について、土地所有者にお尋ね文書を送付しております。その結果、違反ではあるが手続きされない案件及び過去に他の地区において同様に指導しているが手続きされない案件については、市長に対し報告し、市長名での勧告手続きに入り、その他のまだお尋ね文書未送付の案件については、早急に送付したいと思います。少しお時間を頂いて、8月の委員会においてはリストを皆様にお渡しできるよう準備を進めていきますので、よろしくお願ひします。

事務局からの説明は以上です。

日笠会長

はい。ありがとうございます。この違反転用については、指導しても、いや申請しますからと、言っても2年も3年もそのままのがあります。それではいけないので、違反転用であるという事を、市長名で文章で出すという事で、よろしいか。

大塚委員

ちょっとよろしいか。それは津山市内全ての違反転用に送るんですか。全て網羅して、今把握しとる違反転用はこれが全てですという事で、所有者全員に出すという事ですか。今久米と加茂という名前が出ましたが、その地区だけですか。

事務局

説明します。久米と加茂については、2月から3月でしたけれども、違反転用について、特に圃場整備された所の分について、お尋ね文書という事で、利用状況調査の結果、農地として利用されず、例えば家が建つとる、資材置場になつとるという事について、どういう経過があるんですかというお尋ねの文書を出しております。その結果皆様に動いてもらって、解決に向かっている案件もございますし、全く返事が無い案件もございます。これについては継続的に調査をしていくこととなります。それと共に、第1弾として久米と加茂を出したんですけれども、今度は勝北、津山の該当する場所、予算の関係で一括でどこまで送れるかわかりませんが、圃場整備された無断転用の農地、これについてお尋ね文書を出そうと考えております。予算の許す範囲とはなるんですけれども、不公平が無いように、その次の段階は圃場整備されて無い所も含めてお尋ね文書を出し、その結果、手続きをされない件に対して、市長に報告して勧告という手順を踏んでいこうかと考えております。直ちに勧告を出すということではないんですけれども、過去からずっと手続きを取られてないと、今現在も指導しておるけども応じてくれないところ、これについては最終的に原状回復等、そこまで行くという事を考えながら指導をしなければいけないんじゃないかと。放っておくというのは、刑事罰等も時効がありますので、最終的には処分も出来なくなってしまう可能性もあります。ですので、もう一歩踏み込んで処分も考えていくことが必要なのかなと考えます。そのためには、

そこが違反転用であるという事で、市長の方から勧告の文書を出すこと。その勧告に従って手続きをして下されば問題ありませんが、勧告に従わず手続きをされないとすれば、今度は命令という形になります。またその命令に従わないとすれば、農業委員会、あるいは津山市として告訴なり、そういう手続きになるかと思えます。なので、その順番を踏んでいく上で、農業委員さんなり推進委員さんが地域において発見した場所について、所有者に手続きをしましょうと言って下さっていると思います。その結果、例えばそこで非農地証明が出てきたり、追認という形で転用申請が出てきたりしております。ところが、いくら訪れてみましょうと言っても、今から分筆をしますからと言いながらも中々分筆をされず、結局手続きに入ってもらえない方もおられます。このまま放っておくわけにもいかないので、そういう手続きに入らせて頂きますというお知らせです。皆さんにもこれからリストをお配りしますので、それを元に順次指導を行いながら、その指導に従わないものについては手続きに入りましょうという今後の方針を説明させて頂いたものです。

池田委員 今まであったところやらも、するということじゃな。これだいなと言っとんじゃけど、返事は無いわな。

日笠会長 指導しても、はいしますと言っただけで、そのままですから、気をつけんと。

池田委員 この間も行って言うのは言うといたんじゃけどな。返事は無いわな。はい、わかりました。

日笠会長 切手の予算もありますでしょうけん、都合がつく限りでな、してもらいます。

大塚委員 不公平感の無いように。切手代じゃ何じゃと言っとりますけれど、本当に農業委員会として命令を出す以上1つや2つ落ちとって不公平感があると大変なことになるんで、それだけは絶対ないようにして、そこまで自信があって出されるんならええですけど、言わにゃいけんのは、そりゃしとる人が悪いんですけど、あっこがあるがなここがあるがなと言われたら困りますけん、その辺の無いように、平等に出来るように宜しく願います。

池田委員 松岡さん、田邑の一柳さんのところは何か言っとなかな。

事務局 話はしてますね。

池田委員 あっこは何にもすりゃせん。なんぼ言ってもな。そうかな、わかりました。

日笠会長 今言われるように、リストを作っとな、地元の委員さんにもよう見てもらうて、それで予算の付く限りさせてもらおうと思えますから。そういうことで宜しく願います。

植本委員 一つ聞かせてください。身近なところの例なんですけれど、先ほど圃場整備の非農地をされたんですけれど、圃場整備の所に植林をされとんです。で、それは違法というのは本人もよくわかつたんです。それから車庫にしたり物置にしたりしてしまつた所もあるんです。これを撤去しろとか元に戻せと言ったら喧嘩になると思うんです。これを、前までは非農地には出せんとなつとったから、仕方ないからそのまま放っておけと言っとなつたんですが、出していいんですか。

事務局 結局、農振農用地という区分に問題があるんです。なので、まず農振農用地から外す手続きの相談に来てもらうことから、だと思えます。結局、指導して手続きをしましょうと言っても、相談に来てくれないとなれば進まないの、まずは相談に来ていただくきっかけがお尋ね文書なので、来て頂いて、圃場整備地の植林がどこまで許されるのかというのも県とも相談しながら、その原状回復を求めないということになれば、追認という形で認めていくことになります。ですが、それには本人が相談に来て頂かないとわからないので、そのきっかけがお尋ね文書になります。

植本委員 今まで圃場整備したところのは申請しても通りませんよというのがあったから、そのままほっとけと言っとなつたんです。

日笠会長 相談に来てもらうたら、農用地だったら農振から外す手続きの準備から。まあ時間はかかりますけど、してもらわんと片付かんと思えます。

事務局 先ほど予算の関係を言っただけなんですけれども、大塚委員さんから有難いお話があつ

たんですが、公平にという事もあります。それも含めまして、普通の2種農地、3種農地であれば、通常であれば追認という形で許可が出ると思います。圃場整備された所を、まずは公平にお尋ね文書を送っていかうと思います。全部送り終わった時点で、次の指導に入っていくという段取りになります。送るにあたって、じゃあ全部同時に送れるのかと言えば、そこまでの予算はありませんので、順次送って行って、どこで送り切るのかという事になります。特に、悪質なもの、転用許可が絶対に無理だというような所は、分けて早めに送らんといけんのかなと、思います。農地に戻してもらわないといけないようなところもあります。そこについては特に重点を置いて送ることになるかと思いますが、公平にということもありますが、指導はすべて平等に行うものになります。また原状回復命令も全てに対して同時には出せませんので、1番2番という順番が付くのは仕方ないと思っております。違反転用をしているものに対する指導なので、それぞれの違反転用に優劣も順序ありませんが、手続き上、順番になってしまうことについてはご了承ください。

日 笠 会 長
事 務 局

それでよろしいな。はい、それでは事務局から次回の日程をお願いします。

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の7月の定例委員会ですが、7月10日火曜日午後2時より、市役所2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の7月の定例委員会ですが、7月10日火曜日午後2時より、市役所2階202会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所4階農業委員会室に1時30分までにお越しください。

日 笠 会 長

事務局からの連絡は、以上でございます。

それではこれもちまして定例会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

*

お疲れ様でした。

(15:30終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
